

回答様式（高速自動車国道の料金割引に関する意見について）

- ・ 「今後の有料道路のあり方研究会」において検討中の「日本道路公団における高速自動車国道の料金割引の考え方（案）」に関する下記の各項目について、ご意見をご記入下さい。

都道府県・政令市名	長崎県
1. 料金割引の基本的方向性	
(1) 割引の還元のあり方	
(2) 割引率や対象時間の考え方	
(3) 割引対象車両について	
(3) 時間帯割引はE T C利用に限定せず、全車を対象とすべき	
<p>地方においては高速道路網が十分ではないため、高速道路の利用率が低く、その結果E T C普及率が低い。このため、今回の割引をE T C利用者のみを対象とすると、不公平感が高い。</p> <p>また、時間帯割引は高速道路の出入り時間さえわかれば可能なので、E T C利用者以外の割引も十分可能であると考えます。</p>	
2. 別納割引に代わる大口・多頻度利用者割引のあり方	
多頻度利用者割引のあり方について	
<p>還元のしかたが理解しづらいので、出来るだけ利用者に解りやすいシステムとしてほしい。</p>	

3. 具体的な割引内容（案）

（1）割引内容（案）

（2）割引結果

意見無し

4. 継続的な効果測定並びに適時適切な見直し

意見無し

※その他の意見

・その他、料金割引等に関してご意見がございましたら、以下にご記入下さい。

○暫定2車線区間の料金は値下げすべき

暫定2車線区間は、対面交通であり、かつ規制速度も低く抑えられているため、完成区間と比較し、安全性、高速性に劣る。

このため利用者が受ける便益も完成区間と比較して大きく劣ることとなるが、現在、その通行料金は完成区間と同じ計算式により決定している。

したがって、暫定2車線区間は、高速自動車国道の料金決定の原則である「公正妥当主義」に基づき、その通行料金を値下げすべきと考えます。

○一般有料道路ETC利用者の割引について

ETC前納割引が廃止され、マイレージ割引の適用が高速国道だけになれば、一般有料道路のETC利用者は割引が受けられなくなる。

マイレージ割引の適用は一般有料道路まで広げるべきであると考えます。

○短区間利用者の割引について

短区間利用の場合、ターミナルチャージ（普通車150円）の抵抗が大きく利用しづらいので短区間利用の割引を実施してほしい。

（例）20km以内の利用であれば一律200円

・ご回答いただきまして、大変ありがとうございました。